

本市における地域生活支援拠点等の役割・機能

	国が示す機能	地域生活支援拠点等の現在の整備状況
相談	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能	<ul style="list-style-type: none"> ◇基幹相談支援センター、地域活動支援センターつばさ(委託相談事業)、市の連携を軸とした相談対応 ◇緊急時の短期入所利用相談体制の整備 ◇地域ネットワーク研修による地域移行に関する関係機関の情報共有及び連携向上
緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能	<ul style="list-style-type: none"> ◇両施設間の連携・協力のもと、市と基幹相談支援センターが連携しながら緊急時の短期入所受け入れ利用調整を実施 ◇緊急利用対象者の事前把握
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	<ul style="list-style-type: none"> ◇法人整備の多機能施設の短期入所を一定期間利用可能な体験型短期入所として活用する予定
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能	<ul style="list-style-type: none"> ◇相談支援専門員へのスキルアップ研修の実施 ◇相談支援専門員が抱える困難事例について、専門家による個別コンサルテーションを実施 ◇地域ネットワーク研修の実施による関係機関との連携体制の構築 ◇支援者向け研修の実施(サービス提供事業所向け。テーマは虐待防止、差別解消、権利擁護、意思決定支援など)
地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域自立支援協議会による関係機関の連携強化 ◇地域ネットワーク研修実施による関係機関との連携体制の構築 ◇相談支援事業所連絡会や障害児通所支援事業所連絡会を活用した連携体制の構築 ◇基幹相談支援センターによる相談支援事業所訪問